

## 随意契約理由書

案件名	東京人材銀行システムに係る機器の賃借		要求部署名	総務部会計課
発注（契約） 内 容	東京人材銀行システムに係る機器の賃借			
発注（契約） 案 件 の 要 求 理 由	東京人材銀行では、本システムにより求職者に情報を提供しており、当該業務の効率化及び円滑なサービス提供に不可欠なシステムである。 よって、本年度も引き続き当該機器を賃借することにより、円滑な業務運営を図りたい。			
契約金額	¥1,876,140円	契約年月日	平成21年4月1日	
契約業者名 及び住所	昭和リース株式会社			
随意契約 の理由	当該機器賃借業者であり、引続き契約することが経済的に著しく有利であり、あらためて当該物件の競争契約を行う場合、事業の中断が見込まれるため。			
根拠法令	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項			
予定価格及び 積算内訳	予定価格			
見積書徴取状況	1社（業者指定）			
移行期限及び移 行できない理由	移行期限	平成23年度	計画上、平成21年度以降に競争入札を実施することとされているもので、平成20年度は競争性のない随意契約とした。当該機器の賃借業者であり、引続き契約することが経済的に有利であり、また競争契約を行った場合、事業の中断が見込まれるため。	
その他 特記事項				